

令和3年度平戸市事業継続支援給付金申請要領

令和3年10月11日改定

(平戸市)

ア. 給付金の概要

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、長崎県下全域への特別警戒警報や県独自の緊急事態宣言の発令、長崎市・佐世保市内へまん延防止等重点措置が適用されたことに伴い、事業収入が減少した平戸市内の中小事業者に対し、平戸市事業継続支援給付金を給付します。

2. 給付額

1事業者1ヶ月あたり最大10万円(事業収入減少額を上限。8月、9月の最大2か月分)を給付します。(2ヶ月分で最大20万円)

イ. 申請要件

給付金の申請をできる者は、次の1～7の要件をすべて満たす中小事業者です。

1. 令和3年8月6日時点において、法人の場合は本社所在地、個人事業者の場合は住民票上の住所が、平戸市内にあること
2. 下記のいずれかに該当し、令和3年8月、9月のいずれかの月間事業収入(申請者が営む事業の全事業収入)が対令和2年(または対令和元年)の同月比で20%以上50%未満減少していること
 - ① 令和3年8月10日から9月12日の間、県の営業時間短縮要請等に協力した県内飲食店・遊興施設と直接・間接の取引があること
 - ② 令和3年8月7日から9月12日の間、県下による不要不急の外出・移動自粛要請により直接・**間接**な影響を受けたこと
3. 令和3年8月、9月分の国の月次支援金、県の大規模集客施設時短要請協力金及び平戸市の飲食店等営業時間短縮要請協力金の対象でないこと
4. 令和3年3月31日以前から、市内で事業を営んでいること
5. 令和3年5月末日までに納期限が到来している市税について滞納がないこと(または、市から納付の猶予を受けていること)。
6. 政治団体、宗教上の組織若しくは団体、国、法人税法別表第一に規定する公共法人でないこと
7. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者でないこと。

ウ. 申請手続き等

1. 給付金の申請受付期間

令和3年10月7日(木)から令和3年12月24日(金) ※消印有効

2. 申請書類等

次の申請書類を提出してください。なお、必要に応じて追加書類の提出や説明を求められることがあります。また、提出いただいた申請書類は返却いたしません。

【申請書類及び添付書類】(平戸市指定の様式)

- ① 平戸市事業継続支援給付金申請書(様式第1号)
- ② 誓約書兼同意書(様式第2号)
- ③ 令和2年の確定申告書・**市申告書の控えの写し(必ず添付して下さい。)**
- ④ 令和2年又は令和元年の月間事業収入が確認できる書類(下記参照)
(事業収入を令和元年分と比較する場合は、令和元年の確定申告書の控えの写しも必要となります。)

法人:法人事業概況説明書の写し

個人:所得税青色申告決算書又は事業収入が確認できる帳簿等の写し

※ 令和2年又は令和元年いずれかのみと比較する場合はその年、両方の年と比較する場合は両方の年の書類が必要です

- ⑤ 令和3年8月、9月の月間事業収入が確認できる帳簿等の写し
★次の支援機関(平戸商工会議所、平戸市商工会、市内各漁協、市内各農協)等の証明があれば、帳簿等の写しの提出は省略することができます。

- ⑥ 営業時間短縮要請等の影響を受けたことを証明する書類
(ア)県の営業時間短縮要請等に協力した県内の飲食店等と直接・間接の取引がある場合

(直接の取引)※全て

- 反復継続した取引を示す収入金額を記載した帳簿や契約書、納品書の写し
- 取引内容が分かる通帳の写し
- 取引先飲食店等が営業時間短縮要請に協力したことを証明する張り紙等の写真。

(間接の取引)

- 上記3つに加えて、要請に協力した飲食店等に取引がつながっていることを証する書類

(イ)外出・移動自粛要請により直接・間接的な影響を受けた場合

- 店舗の写真、許認可証、商品・サービス一覧表など、対面・顧客向けの事業を営んでいることがわかる書類

★上記(ア)(イ)の書類については、お手元に7年間、自分で保管するか、または申請書に添付してください。(申請時に添付するか、提示を求められた際には速やかに開示できるよう保管して下さい。)

- ⑦ 振込先口座の通帳の見開き1ページ目の写し
- ⑧ 運転免許証など、本人を確認できるものの写し ※個人事業者の場合のみ

⑨ チェック後の申請書類チェックシート

3. 給付金の申請に必要な書類の入手方法

次の方法(場所)で、申請に必要な書類等を入手することができます。

■平戸市ホームページ

■平戸市役所本庁および各支所・出張所・**連絡所**、商工会議所、商工会等の窓口

4. 申請方法

以下に示す申請先あてに郵送してください。「簡易書留」や「レターパック」など郵便物が追跡できる方法でお願いします。

【申請先】 〒859-5192 平戸市岩の上町1508-3
平戸市役所商工物産課給付金窓口

5. 通知、支給の決定等

- ① 申請書類の審査の結果、給付金を支給する旨の決定をしたときは、給付金を支払うことで通知に代えます。**(別途通知書等は、送付しません。)**
- ② 審査の結果、申請額と給付額が異なる場合があります。
- ③ 審査の結果、給付金を支給しない旨の決定をしたときは、後日不支給に関する通知を送付します。

エ. その他留意事項等

1. 「申請書類チェックシート(全2ページ)」をよく確認し、記入・添付の上申請して下さい。
2. 平成31年1月1日から令和3年3月31日までに開業された方は下記の点に注意して下さい。

【添付書類について】

- ① チェックシート⑤「令和2年〔または令和元年(平成31年)〕同月の月間事業収入が確認できる書類」は、「開業年の年間事業収入が確認できる書類」と読み替えて提出すること
- ② 設立(開業)日が平成31年1月1日から令和3年3月31日までであることを証明する書類(履歴事項全部証明書、個人事業の開業・廃業届出書など)を追加で提出すること

【給付金申請額の計算について】

- ① 平成31年1月1日から令和2年12月31日までに開業した事業者は、申請書の【2 売上高比較表】の「②対象年月間事業収入」欄には、
「開業した年の年間事業収入」÷「開業した年の設立後月数」を記入すること。
ただし、月数は、開業日の属する月も、操業日数にかかわらず1ヶ月とみなす。
- ② 令和3年1月1日から令和3年3月31日までに開業した事業者は、申請書の【2 売上高比較表】の「②対象年月間事業収入」欄には、

「開業した月から3月までの事業収入」÷「開業した月から3月までの月数」を記入すること。

ただし、月数は、開業日の属する月も、操業日数にかかわらず1ヶ月とみなす。

3. 給付金の支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正が発覚した場合は、給付金の支給決定を取り消し、給付金を全額返還いただくとともに、給付金受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金の納付を求めることがあります。
4. 申請内容に不正があった場合には、給付金の支給を受けた事業者名、店舗名などの情報を公表することがあります。
5. 申請者と給付金受給口座名義人が一致しない場合、委任状(任意様式)を提出して下さい。

【お問い合わせ】

平戸市役所商工物産課給付金担当窓口

電話番号 ☎0950-22-9141

開設期間 令和3年10月7日(木)～同年12月24日(金)

午前9時 00分から午後5時 00分(土日祝を除く)